



墓じまい・離壇料に関する相談が増えています!

近年、「子どもに負担をかけたくない」などの理由で墓じまいを検討する人が増加しています。それに伴って、次のような相談が、全国の消費生活センターなどに寄せられています。

事例 1

一人暮らしで高齢なので「墓じまいをしたい」とお寺に伝えたところ、300万円ほどの離壇料を要求された。

事例 2

跡継ぎがないので、お寺に「離壇したい」と相談をしたところ、過去帳に8人の名前が載っているので、700万円かかると言われた。

墓じまい…区画にある墓石を撤去し、更地にしたうえで使用权を返還すること

離壇料…墓じまいの際など、檀家をやめるときにお寺へのお礼として慣習的に支払うお布施のこと

アドバイス

離壇料などに明確な基準はありませんが、請求の内容に納得がいかない場合は、基本的にはお寺や墓地管理者などと話し合うこととなります。

なお、お骨を別の場所に移動・納骨するには、墓地所在地の市町村役場の許可が必要になりますので、詳しくはそれぞれの市町村役場窓口へ問い合わせてください。

伊勢市消費生活センターとは



消費者である市民の皆さんの安全・安心な消費生活のための相談窓口です。消費者と事業者の間で起きたトラブルを解決するための助言や情報提供のほか、必要に応じて間を取り持つこともあります。

契約を巡るトラブルや、製品・サービスに関する相談、製品事故、多重債務、クレジットカードや金融商品に関する問い合わせなどを受け付けています。相談は、電話または面談で行います。

困った時は一人で悩まず、気軽に消費生活センターへ相談を!!